

維持修繕工事業者登録申請書

令和 年 月 日

田辺市長宛て

(申出者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

田辺市で発注する田辺市営住宅維持修繕工事に係る業者名簿への登録を希望するので、関係法令等遵守の上、必要書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

希望登録業種	維持修繕工事種別	登録地域	田辺市契約課登録内容
☐ 大工工事 (木工、内装等)	☐ 緊急修繕工事 及び入替修繕工事 ☐ 緊急修繕工事	☐ 旧龍神村 ☐ 旧中辺路町 ☐ 旧大塔村 ☐ 旧本宮町	☐ 物品入札参加者等登録 ☐ 建設工事請負入札参加 資格登録
☐ 建具工事 (扉、サッシ、 ふすま等)	☐ 緊急修繕工事 及び入替修繕工事 ☐ 緊急修繕工事	☐ 旧龍神村 ☐ 旧中辺路町 ☐ 旧大塔村 ☐ 旧本宮町	☐ 物品入札参加者等登録 ☐ 建設工事請負入札参加 資格登録
☐ 電気工事	☐ 緊急修繕工事 及び入替修繕工事 ☐ 緊急修繕工事	☐ 旧龍神村 ☐ 旧中辺路町 ☐ 旧大塔村 ☐ 旧本宮町	☐ 物品入札参加者等登録 ☐ 建設工事請負入札参加 資格登録
☐ 水回り工事	☐ 緊急修繕工事 及び入替修繕工事 ☐ 緊急修繕工事	☐ 旧龍神村 ☐ 旧中辺路町 ☐ 旧大塔村 ☐ 旧本宮町	☐ 物品入札参加者等登録 ☐ 建設工事請負入札参加 資格登録

※申請する業種等にチェックをしてください。

※上記の登録地域は、基本的に住所地での登録となりますが、登録地域に住所を置く業者がない場合や、修繕額が 30 万円以上の場合など住所地以外でも修繕発注することがあります。住所地以外で、修繕の受注を希望される場合には、希望する登録地域全てにチェックをしてください。ただし、概ね 1 時間以内に現場到着とします。

※入替修繕工事へ登録する場合は、緊急修繕への登録も必要となります。

記載担当者	所属氏名		電話	
-------	------	--	----	--

※添付書類

・連絡体制表